

イギリスの議会主権と議会制定法の階層化について

—— EU法の優位性とイギリスにおけるコモン・ローの発展 ——

加藤 紘 捷

目次

- 一・はじめに（問題の所在）
- 二・議会主権とEU法の関係
 1. EU法と議会主権の関係について
 2. 議会主権の伝統的立場
- 三・EU法の優位性とイギリスにおけるコモン・ローの変遷
 1. 初期の判例（EU法の優位性と議会主権の衝突）
 2. 適合解釈による衝突回避の時代
 3. ファクターム社事件貴族院判決にみる新たなコモン・ローの展開
- 四・ソバーン対サンダーランド市会事件高等法院合議法廷判決と議会制定法の階層化
- 五・結びに代えて

一・はじめに (問題の所在)

欧州統合が深化し、かつ欧州人権条約がようやくイギリス議会において国内法化され、さらには新しい独立の最高裁判所が設置され、また地方分権改革をはじめとする近時の一連のイギリスにおける憲法改革。そのなかで、イギリス憲法の中核的基本原理である議会主権は今大きく変容しつつある。それとともに、絶対的な議会主権を意味する“Parliamentary Sovereignty”なる言葉も、今日では単に優位性を示すに過ぎない“Parliamentary Supremacy”を用いることが多くなっているように思われる。⁽⁴⁾ 絶対的な意味から相対的な意味への変容。本稿はとくにヨーロッパ統合が進展するなかでイギリスの議会主権の位置づけがどのように変化しつつあるかを中心的に考察する。

しかし議会主権とは本来イギリス国内法体系のなか、議会の作る制定法は至高のものであり、その上に立つ基本法など存在しない、ということであった。この権限の行使を一定の分野において、イギリス以外の超国家機関の公権力に委ね、イギリスがそれへの権限行使に甘んじるためには、やはり憲法上何らかの授權を要するはずである。しかしそれをどのような形で行うかはイギリス憲法上必ずしも明文の規定があるわけでない。ありうるとすれば、イギリス自身が成文憲法を制定する形でそれを実現することが一つの方法であろう。事実、今はトーンダウンしているが、労働党政権の下で九七年以降行われた一連の憲法改革の延長戦上にその議論はあった。⁽⁵⁾ またそれを支える熱い議論もある。⁽⁶⁾ しかし、今一つ、議会に主権を譲ってきた司法部とEU加盟後の議会との間に法的革命にも似た劇的な変化が起きることと解決しようと考えていることの方がより現実的であると思われる。事実、一七世紀に議会に主権が落着いたとき、その劇的変化を認識したのは司法部であり、それに沿って議会主権の原理を今日の形に定義つけてきたのはほか

ならぬコモン・ロー裁判所だったからである。⁽⁷⁾

ヨーロッパ統合の真の意味、それはEU法（本稿では基本的にEU法ないしEUで表記を統一するが、マーストリヒト条約の発効する一九九三年以前の判例を引用する時はそのままEC法もしくはECを使用する）の直接適用性を確立したVan Gent an Loos 社事件判決⁽⁸⁾、EU法の優位性の原理を確立したCosta 対 ENEL 事件判決⁽⁹⁾を今更取り上げるまでもなく、イギリスの議会主権に及ぼしているインパクトは計り知れない。とくにマーストリヒト条約へ向けて統合の深化が高まろうとする一九九〇年代、イギリスで下されたファクタテム事件の貴族院判決（後述）は司法部にとって一つのターニングポイントであったように思われる。本件で高等法院女王座部は議会の作った一九八八年の商船法の執行を停止する仮差止め命令を大胆に許可した。しかし厳格な議会主権からすれば一時的にも議会制定法の効力を差止めることなど認められない。かくして控訴院と貴族院がこれを支持せず、同時にこの事件を当時欧州司法裁判所に付託したとき、同司法裁判所は「EC法に関する事件で仮差止め命令の発給を妨げている唯一の障害が国内法の原則である」と国内裁判所が思料するときは、その原則を破棄しなければならない」と判示した。ここで「唯一の障害」であるときれた原則とはイギリスの「議会主権の原理」であり、結果的に同司法裁判所は、控訴院でも貴族院でもなく、下級審の高等法院女座部の判決を支持したのである。かくして貴族院はこの欧州司法裁判所の判決に従って唯一の障害の修正を余儀なくされた。

H.W.R. ウェイドはこれを評して「（高等法院）女王座部の方が一九七二年ヨーロッパ共同体法（European Communities Act 1972）以下単に「七二年E.C.A」と称する「筆者注」のもたらした憲法上の法的革命をより理解していた…（中略）… EC法の文脈で述べるならば、国会の意思はもはや主権ではない⁽¹⁰⁾」と評したのは極めて衆目を集めた。ここでウェイ

ドが指摘した「七二年E C Aがもたらした憲法上の法的革命」との言葉は極めて重い。しかも彼の言う憲法上の法的革命はコモン・ロー裁判所の判例においてもたらされたのである。

また、司法部の姿勢はそれに続く二〇〇三年のソバーン事件判決でさらに明らかになった。これは高等法院合議法廷段階における判決であり、貴族院に上訴され後、却下されて事件は確定されたが、当該ソバーン事件高等法院判決で、ローズ判事は議会制定法の階層化を図り、一定の重要な制定法とそうでない制定法に区分し、前者を憲法的制定法、後者を通常の議会制定法とに位置付けたのである。その上で前者の議会制定法に七二年E C Aも入るとした。本稿は、EU法の優位性に対しイギリスの司法部が議会主権をどのように整合させようとしてきたのか、従来の制約論^①はさておき初期判例からソバーン事件判決に続くこれまでのコモン・ローの発展を考察したい。

二・ 議会主権とEU法の関係

1. EU法と議会主権の関係について

ところで、EU法が議会主権に及ぼすインパクトというものを考える場合、両者の関係にはEU法からのアプローチとイギリス憲法からのアプローチがあることは言うまでもない。EU法からのアプローチは基本的にEU司法裁判所が判例を積み重ねる中で構築されてきた。直接適用性の原理や国内法に対するEU法の優位性の原理がまさにそうである。それらはEU裁判所の重要判例を通じて確立されてきたのである。しかし他方で国内には憲法があり、EU法と国内法の関係はまさに憲法上の問題でもある。イギリスの場合、国内法に何らかの変更をもたらさしめる条約を受け入れ、その効力を国内に導入しようとする場合、基本的には憲法上どうしても立法部が介在しなければならない。

介在して立法措置を取ることが要件づけられている。かくして、周知の通り、イギリスはECに加盟する前年、七二年E C Aを制定したわけである。したがって、イギリスにとり、EU法は基本的にこの七二年E C Aに変型されてイギリスの国内法の一部になった。これがイギリス憲法上の論理である。⁽¹²⁾

しかしこの考えはEU法レベルからすれば必ずしも正しくない。EU基本条約は従来の条約と本質的に違うとされているからである。EU基本条約は、各国の主権の何らかの制約を前提として締結されたのである。そうであるがゆえに、加盟各国は加盟時には加盟国の憲法により批准されて発効するにせよ、究極的にはEUレベルの立場に合わせ、憲法そのものを改正する必要に迫られるはずである。これをイギリスについて言えば、不文憲法の中核的原理である議会主権を究極的にどうEU法レベルに整合させていくかという問題につながるはずである。しかし加盟当初、イギリスの議会はEU基本条約が、従来の条約と変わらない、したがって議会主権の放棄につながる何ものもないという立場をとってきた。しかし加盟当初とは別、EUはそれとは裏腹に統合の深化と拡大をいや増して行った。この現実を目前に、議会主権に何らかの変化をもたらさしめる先導者は誰であろうか、議会自身であろうか、それとも成文憲法によりそれを達成しようとする勢力であろうか。しかし、冒頭に述べたように、一七世紀のイギリス議会在に劇的に主権が転移されたとき、その劇的变化を認識したのは司法部であり、それに沿って議会主権の原理を今日の形に定義づけてきたのはほかならぬコモン・ロー裁判所だった。従来の条約にない新規性を有するEU基本条約の真の特質を認識し、それに沿って議会主権の原理をあるべき形に再構築できるのはやはり司法部しかないように思われる。

その可能性を求めて、加盟以来、イギリスの司法部が判例を通じて議会主権の位置づけにどのように変化をもたらしつつあるか。それを知るには、変化の契機となりうる要因、すなわちイギリスの裁判官たちが判例の中でEUの基

本諸条約（以下、しばしば、単にローマ条約と称する）の真の意味をどれだけ認識するか、そしてその認識の下に、議会主権をEUの新規で独立の法秩序にどのように整合させようとしているか、重要な視点となろう。もし裁判官がローマ条約の新規性を少しも認識しようと思わず、ひたすら議会主権の伝統的立場にこだわり続けるのか、それとも欧州統合が進展するなか、それに沿う原理的な解決を求めようとしているのか、⁽¹³⁾判例の傾向を考察してみたい。

2. 議会主権の伝統的立場

ところで、ダイシー (Dicey) によれば、⁽¹⁴⁾議会主権とは、三つの原則から成るとされる。第一に、(i) 議会は最高の法定立者であり、それはいかなる事項においても、至高の法を定立できるとする原則である。⁽¹⁵⁾これはしばしば議会主権の積極的な局面を示す原則だといわれている。第二に、(ii) 議会は後の議会を拘束できないとの原則である。⁽¹⁶⁾時間的に最も新しい議会の至高性を示す原則とも言われるものである。第三に、(iii) いかなる人、いかなる機関—裁判所を含む—も議会の作る法の有効性を争い得ないとする原則である。⁽¹⁷⁾消極的な側面とされる原則である。以上三つの原則をひとくくりに言えば、イギリス国内において議会の作る制定法と並び立ち、または、これに凌駕できない Higher Law はないということである。イギリスの国内法の一部になったEU法といえども、厳格な議会主権の立場からすればこれを凌駕しえないと考える。これが議会主権の伝統的立場である。しかし、この伝統的立場はEU法のレベルからのアプローチからすれば誤まりであり、それと真正面から衝突する。何故なら、冒頭に述べたように、欧州司法裁判所はいかなる国内法に対しても優位性を有すると判例で確立してきたからである。

ところで、議会主権の原則(i)は、いかなる事項についても議会は制定法にて主権を行使できるという原則だが、こ

れは今でもダイシー伝統の厳格的立場からすれば、理論上その通りであるとされる。たとえば、財産権のない男女から選挙権を奪う法を可決したヴィクトリア女王の時代に戻す立法も不可能ではないとされる⁽¹⁸⁾。また、後に問題となるヘンリーは八世条項も制定可能である(後出七二頁参照)。さらに遡及効のある制定法(*retrospective legislation*)もまた可能だとされる⁽¹⁹⁾。だが、これは昨今、欧州人権条約上否定された⁽²⁰⁾。しかし本稿ではこれらについてこれ以上の議論は別稿に譲りたい。

また、(iii)の議会主権の側面について、議会は至高であるがゆえに裁判所は議会制定法を常に有効なものとして承認しなければならず、イギリスの司法部には基本的に議会制定法に対する司法審査権はないとされる。たとえば、一九六七年の国王対ジョーダン事件判決⁽²¹⁾の如くである。しかし、最近のEU法とイギリス法の関係を見るとき、結果的に司法部にあたかも司法審査権の萌芽のようなものがみられるとの見方も出てこよう。また、ヨーロッパ人権条約と国内法の関係においても両者が一致しない時の司法部の不一致宣言など、結果的に司法審査に近い様相も出ている。これももとはといえばイギリス憲法の中核的原理である議会主権へ及ぼしているヨーロッパからの大きなインパクトの一つであるが、これらについても本稿では割愛したい。

他方、(ii)の議会主権の二つ目の原則は、EU法と議会制定法の関係を考察するうえで、最も重要な原則なので、本稿ではこの原則を中心に検討していくことにする。この原則は前述したように、^レ時間的に最も新しい議会の至高性を示す原則^レとも言われ、「後法は前法を廃す(*Lex posterior derogate priori*)」との法準則とも一致しよう。

前法後法との関係でいえば、前後二つの議会制定法が明示的な形で抵触する場合と黙示的に抵触する場合があります。が、ダイシー伝統においては、明示的にも、黙示的にも後の議会制定法、すなわち後法こそ断固優位する、と

というのがイギリス憲法上の通説的解釈として理解されてきた。いわゆる「明示的廃止の原則」²²⁾と「黙示的廃止の原則」と言われるものである。ただし、これはあくまで議会制定法と議会制定法の関係での話で、議会制定法と条約の関係では必ずしもそうではない。議会制定法とローマ条約の関係を見る場合も、あくまでローマ条約を変型した七二年E C A (E C A 1972) という議会制定法と他の制定法との関係で論じるべきものである。

ところで明示的な廃止とは、議会が制定法の中で前法を廃止すると明確な形で規定する場合である。他方、黙示的廃止とは、制定法の中で明文の形で前法を廃止するとは規定していないが、結果として廃止していると主張される場合である。具体的事例としてよく出されるのは一九三二年のヴォクサル不動産会社対リヴァプール市公社事件²³⁾、あるいは一九三四年のエレン街不動産会社対保健大臣事件²⁴⁾であろう。

ヴォクサル不動産会社事件で問題になったのは一九一九年の土地収用法と一九二五年の住宅法の関係であり、両者の事件とも、その中で後法たる一九二五年法が前法たる一九一九年法を「黙示的に廃止した」とされた例である。エレン街不動産会社事件で、モーム控訴院判事 (Maugham, L.J.) は判決の中で次のように述べた：「立法部は、我が国憲法上、後の立法の形式に関して自らを拘束しえないし、同一の事柄を取り扱う後の議会制定法において黙示の廃止が不可能であるとの法規を定めることも不可能である²⁵⁾」と判示した。

E C (現E U) 加盟以来のイギリスの判例の発展を見ると、明示的廃止と黙示的廃止のうち、少なくとも、「黙示的廃止の原則」は次第に変容を余儀なくされてきていることが理解されるであろう。特に後に取り上げる二〇〇三年のソバーン事件の上訴審判決では、伝統的に認められてきた黙示的廃止の原則が事実上廃止され、議会主権への影響と変化がここまで到達したことが分かる。以下にイギリスが一九七三年にE C (現E U) に加盟してからその到達点

に至るソバーン事件までのイギリスにおける判例法の発展を検証していきたい。

三．EU法の優位性とイギリスにおけるコモン・ローの変遷（司法部の態度）

1. 初期の判例（EU法の優位性と議会主権の衝突）

初期判例のうち、イギリスがECに加盟する前年に起きた一九七二年のブラックバーン事件をまず取り上げること
にしたい。

(a) 一九七二年のブラックバーン対法務長官事件⁽²⁶⁾（衝突の回避…議会主権は法的理論であつて政治的実態とは一致しない）
「事実概要」原告ブラックバーンは、政府がEC加盟条約に署名すれば、従来の条約と異なるローマ条約の性質により、無制約性の議会主権を損なうことになる。それはイギリス法に反すると主張した。（高等法院判決）しかし一審の高等法院のEvelyn判事は本件には何らの訴因がないとしてこれを却下。そこで原告は控訴院民事部に上訴した。
「判旨」ECに加盟するか否かの協議はまさに進行中であり、条約への署名もされていない。条約締結権は女王にあり、それは裁判所で争い得ない。ゆえに請求棄却⁽²⁷⁾。しかし、この判決の傍論で、デニング卿記録長官判事（Lord Denning, M.R.）は、ローマ条約は従来イギリスが締結した他の条約と同様である旨を述べた。そしてローマ条約に対し、イギリスの議会は欲するがまま法律を制定することも、改廃することもできる、と述べた。さらに彼は続けて「（イギリスの）議会も、この条約は以後、我が国の法の一部になるとして法律を制定した。それはすべての制定法と効力に於いて等しいのである。」とも述べた。

〔評釈〕 ローマ条約はECの設立当初から主権の制約に立つ新しいEC法という法秩序を創出した条約で、従来の条約と質的に異なる。にもかかわらず、デニング卿⁽²⁸⁾控訴院判事は傍論で、ローマ条約を従来イギリスが締結した他の条約と同一視し、その上で、(七二年ECAを通じて導入したに過ぎない)ローマ条約に対し、イギリスの議会は欲するままに法律を制定し、改廃することができる⁽²⁹⁾と述べた。これが、初期判例に見られる裁判官の一般的な態度であり、彼らは、この時期、基本的には議会主権の伝統的な立場に立っていたように思われる。

また、同判事は、本件は一般論として言えば、本件は議会主権の原理に反するが、しかしそれは法的理論であつて、政治的実態はそれとは一致しない⁽²⁹⁾、これまでの例でも、自治領等の独立を認めた法律などがある、とも述べた。これは議会主権に対する政治的観点から現実の制約論で従来から存在する議論である。しかしこの考えは政治的制約であつて、原理な意味での法的制約ではない。この議論に固執する限り、議会主権をローマ条約に原理的に整合させようとする解決は見出し得ないであろう。

(b) 一九七四年のエッソ石油会社対キングスウッド自動車会社事件⁽³⁰⁾ (高等法院判決) (EU法の優位性は七二年ECAの結果にすぎない)

〔事実概要〕 原告、被告間に交わされた原告石油会社商品(エッソ石油製品)の独占販売契約が、ローマ条約第八五条(競争制限)との関係で有効性を有するかが争われた。

〔判旨〕 この独占販売契約はローマ条約の下、有効性を持たないと判示された。この判決のブリッジ判事(J.W. Bridge)は傍論のなかで、「イギリスの七二年ECAにより、ローマ条約及び共同体機関の定立するEC立法の諸規

定が一九七三年一月一日以降、イギリスの国内法の一部になったので、それが我が国の国内法と抵触する場合は、七二年E C Aの効力としてE C法が優位するよう義務づけられるのである」と述べた。

〔評釈〕 この傍論は、結果的に条約に優位性を与えた点で先のブラックバーン事件の判決よりは評価しうるかもしれない。しかし、ブリッジ判事が述べた後半部分の「七二年E C Aの効力として」という表現は、ローマ条約はあくまでイギリス憲法上の二元論を通じてイギリスの国内法の一部になったに過ぎないことを強調したかったとすれば、やはりこの態度もある意味で議会主権の伝統的立場を擁護したに過ぎないとも取れよう。しかし、もし、ダイシー伝統の緩和的な立場のありうる考えとして、七二年E C AそのものがE C法秩序を創出したイギリスにおけるHigher Law（基本法）の一つと捉え、傍論中の「七二年E C Aの効力として」という言い回しをそのように理解しようとしているとすればある意味で積極的な意味を持つ。これについて同ブリッジ判事は“Community Law and English Courts and Tribunal”³¹との別の論文の中でこの判例を一定程度評価し、「少なくとも、高等法院の二人の判事（含むブリッジ判事）は、E C法の優位性の原理の（真の）意味に気付いている」と述べている。さらに彼はE C法が我が国の国内法と抵触する場合は、E C法が優位すると（基本法である）七二年E C Aによって要求されているのである」と積極的な方向で評している。この評価には前のめりとの見方もあるであろう³²。しかし、後の判例の発展、特に後出のソバーン判決におけるローズ判事の見解を知れば、ブリッジ判事の宣明にはむしろ先見性があったと捉えられようが、これ以上の議論は後の議論に委ねることとする。

2. 適合解釈による衝突回避の時代

(a) 一九八〇年のマッカーシー社対スミス事件控訴院判決³³⁾

次にこの判決を取り上げる。この判例は初めてイギリスの裁判所から欧州司法裁判所に事件が付託された点で注目を浴びた。さらに、この事件はイギリス議会の制定した平等賃金法とローマ条約一九九条(同一労働同一賃金の原則)との衝突という憲法問題を含んでいた。

〔事実概要〕 この事件でイギリス議会の制定した平等賃金法的一条二項a号と同一労働同一賃金の原則を定めたローマ条約一九九条との不一致という憲法問題を含むもの。マッカーシー社はある男性をマネージャーとして雇用し、週六〇ポンドの賃金を支払っていた。しかし五か月後、マネージャーは女性スミスに引き継がれた。しかし彼女には週五〇ポンドしか支払われなかった。彼女は平等賃金法一条二項a号に基づき、マッカーシー社に差額分の支払いを求めて訴えを提起した。

一審の産業労働審判所は前任男性マネージャーの仕事と後任女性マネージャーの仕事は同一と認定し、両者に差額があるのは平等賃金法で禁止している性のみによる理由以外に考えられないとして原告の訴えを認容。これに対して被告一九八〇年のマッカーシー社は平等賃金法的一条二項a号は男女が同一時期に同一労働に従事している場合にのみ適用すべきであり、本件のように、時期がずれている場合には適用すべきでない³⁴⁾と主張して産業労働上訴審判所へ上訴した。

これに対して上訴審判所は、同一賃金同一労働を原則とするローマ条約一九九条は、男女が同一時期に雇用されている場合だけでなく、時期を隔てて男性マネージャーの仕事を引き継いだ場合にも適用されるべきであり、同条約一

一九条をそのように解釈すべきである、として上訴を棄却した。マッカーシー社はこれを不服として控訴院に上訴した。

〔判旨〕 多数意見（ロートン判事、カミングブルース判事）はイギリスの平等賃金法は通常の解釈原理すなわち文理解釈に従って解釈すべき。それによれば一条二項 a 号に定める通常の意味は男女が同一時期に同一労働に従事する場合に限定されるべきである、裁判所はローマ条約一九条の文言を同条項の助けとして用いてはならない。しかし、にもかかわらず、一九条の真の意味を知るために、本件を欧州司法裁判所に付託すべきであるとして事件は同欧州司法裁判所へ付託された。

〔欧州司法裁判所の判決〕 一九条の下で、男女が同一時期に同一労働をする場合に限定されるべきではないと判示、イギリスの控訴院に戻された。これを受けて、同控訴院は女性マネージャーに同一賃金を支払われるべきであると判示した。

〔評釈〕 これを見る限り、イギリスの控訴院の多数意見よりも、一審の産業労働審判所、二審の同上訴審判所の方が、ローマ条約（EC法）の真の意味を理解していたということになる。ところでこの事件を前法と後法という図式で考えたとき、一方でローマ条約一九条の効力を国内法化したイギリスの七二年 E C A と後法である同じイギリスの平等賃金法がある意味で抵触していたということである。そう考えると、議会主権の伝統的な立場からすれば後法である平等賃金法が優位するはずである。したがって、本件が欧州司法裁判所に付託される前に控訴院が平等賃金法的一条二項院に a 号の規定が予定しているのは同一時期に同一労働に従事する場合に限定されるべきであるとしたのは、

議会主権の伝統的解釈である文理解釈に従ったことになる。しかしその伝統的な文理解釈の手法は欧州司法裁判所によって放棄を余儀なくされた。放棄しなければローマ条約一九九条と平等賃金法は衝突を避けられない。衝突すればローマ条約を受け入れた七二年E C Aとその後制定された平等賃金法の衝突となり、ダイシー伝統による議会主権の立場からすれば、後法、すなわち、平等賃金法が優位する。それを避けるため、控訴院は伝統的な文理解釈を棄て、適合解釈の手法を取り、欧州司法裁判所の判決を受け入れ、本来であれば、後法であるはずの平等賃金法の通常の解釈を棄てたのである。すなわち、控訴院は、適合解釈により、七二年E C Aと平等賃金法は衝突していないという態度を取った。しかし、文理解釈を棄てるということは、同時に、議会主権の黙示の廃止の原則は変容を被ってしまったようにも見え、控訴院の決定には先見性があつたようにも思える。

しかし控訴院の判事らの態度は先見性があつたとまでは言い切れない。というのは、議会制定法と議会制定法の衝突でなく、条約と議会制定法の衝突の場合、従来より「議会制定法と議会制定法」でなく「条約と国内法が衝突した場合のコモン・ローの解釈原理」があつたからである。それは「意図せざる抵触回避の原則」と言われる原則である。この原則によれば、もし条約と議会の作る法に抵触関係が生じたとき、それが意図的でなく、不注意によるものであれば、従来から、司法部により、イギリスは条約上の義務を果たす意図があると推定され、可能な限り、議会制定法を条約の規定に沿うように解釈することが実務上、求められてきたのである。事実、七二年E C Aの二条四項に定める「解釈により国内法を条約に適合するように解釈すべきとする」原則もこの意図せざる抵触回避の原則を規定に盛り込んだに過ぎないとされる。したがって、控訴院が最終的に欧州司法裁判所の判決を受け入れたのはこの原則に従って、イギリスの伝統から逸れる目的論的解釈を取り、適合解釈したとも理解され、この判決をもって直ちに議会

主権が変容されたとまでは即断するのは難しい。

しかも多数意見は、男女が同一時期に同一労働に従事する場合に限定されるべきである、裁判所はローマ条約一九九〇年の文言を同条項の助けとして用いてはならないと述べるなど、平等賃金法をイギリスの伝統的な解釈態度である文理解釈にとどまろうとしていたこと、またローマ条約を国内法の一部としないような捉え方を見ると、ロートン判事、カミングブルース判事ら多数意見はやはり伝統的な立場を踏襲している感が否めない。

さらに、この事件で欧州司法裁判所に付託する必要はないとして、多数意見に立たなかったデニング卿は「将来、もし我が国の議会の明示的文言でもって条約に抵触する立法を行った場合には、司法部はどのような立場をとればよいであろうか」と自らに問い、「その場合はそのような議会の作る法に従うのが裁判所の義務であろう」とローマ条約の真の意味を認識していたとは思われない。

(b) 一九八二年のガーランド対イギリス鉄道エンジニアリング社事件貴族院判決⁽³⁵⁾

次なる事件はイギリスの一九七五年性差別禁止法とローマ条約との間に衝突が起きた事件である。先の事件が控訴院どまりであったのに対し、本件は貴族院まで上訴された点で重要である。

〔事実概要〕 上訴人イギリス鉄道エンジニアリング社は、社員とその家族のために交通運賃の無料、割引等の旅行上の便宜を供与する制度を有していた。社員は退職後もこの便宜を享受でき、とくに男子被用者の場合にはその家族にもその便宜を供与されることになっていた。しかし、女子被用者が退職した場合には、かかる家族のための便宜は提

供されなかった。本件の上訴人ガーランドは女性被用者であるが、このような男女間の取り扱いにおいて男子被用者へのみ「退職に関連する供与」を提供することは性差別にほかならないと産業労働審判所に訴えを提起した。これに對してイギリス鉄道エンジニアリング社はかかる便宜供与を適用除外として認めている一九七五年性差別禁止法六条四項によりこれは性差別ではないと主張した。

これに對して一審の産業労働裁判所は、雇用者の維持するかかる制度は性差別禁止法の六条四項の意味に含まれ、同条項の規定する適用除外にあたりとし、ガーランドの主張は認容できないと判示した。これを不服としてガーランドは産業労働上訴審判所に上訴。同上訴審判所はガーランドの主張を認容。六条四項は雇用中に存在する特典を退職後も継続することを許す趣旨ではないと判示した。イギリス鉄道エンジニアリング社はこれを不服として控訴院に上訴。同控訴院は同社の上訴を認容し、性差別禁止は六条四項の「退職に関連する供与を除外する」との規定は広範な表現で、退職にまつわるあらゆる便宜の供与を含むと判示した。

〔貴族院判決〕 貴族院はガーランドの上訴を受けて、かかる差別はローマ条約一九九一条に反するかどうか、またその条約条項は直接効力を有する規定か、その解釈を求めて、事件を欧州司法裁判所に付託した。欧州司法裁判所における先行判決訴訟において、同司法裁判所は、退職後の特別な旅行上の便宜を女性に供与しないことはローマ条約一九九一条の意味における差別である。また同一一九九一条は直接効力を有する規定であると判示した。

これを受けて貴族院は性差別禁止法六条四項は、できるだけローマ条約の義務を遂行するように適合解釈しなければならぬと判示した。そしてここでも、貴族院は性差別禁止法へイギリスの伝統的な文理解釈の手法をとらず、欧州司法裁判所の解釈するローマ条約の意味と整合するよう、性差別禁止法を適合解釈した。さらに多数意見を代表し

て、ディプロック卿判事 (Lord Diplock) は次のように述べた…

「二一九条の規定を遵守する義務が、たとえ通常の国際条約または協定に基づいて連合王国が引き受けた義務であるとしても、また、改めて法規を定める必要なくこの国の裁判所によって適用されるべき法の一部として直接適用性を有する条約義務の問題は存在しないとしても、条約が署名された後に制定された議会制定法の文言で、かつ、それが国際法上の義務の問題を取り扱っている場合、もしそれらの文言が合理的なそのような意味をもちうるならば、その義務を履行し、それと一致しないことのないように解釈される、というのが連合王国の制定法の解釈原理である。このことは、七二年 E C A の二条が適用される共同体条約に基づいて生じる条約義務の場合にもあてはまる。」

〔評釈〕 このように、ディプロック卿判事は、性差別禁止法を、条約上の義務と一致しないことのないように解釈されるべきである」と述べ、この解釈法は従来からイギリス司法部の取ってきた解釈原理であるという。一般的に議会制定法と議会制定法が抵触する場合の解釈は一般的には文理解釈により解釈されるが、条約の義務と議会制定法が抵触する場合は、前述したように、従来から存在する「議会の意図せざる条約との抵触回避」とのコモン・ロー上の推定則に従って、文理解釈を駆使することなく、適合解釈したわけである。

しかし、この点を捉えて、後法による前法の黙示的解釈の手法が放棄され、議会主権のダイシー伝統が変容を余儀なくされたと直ちに考えるのは間違いである。逆に、EU基本条約と議会制定法が抵触した場合には、議会制定法に對しては、ほとんど文理解釈の手法を取らなくなるので注意を要する。

ただし、もし議会在明白に意図した、あるいは明示的に国際条約に反する制定法を作った場合には、イギリスの裁判官にはこれ以上、かかる推定則に従えなくなると同時に、七二年E C Aの二条四項の解釈条項の及ぶ範囲を越えてしまうことは言わずもがなである。このことはマッカーシー事件において少数意見としてデニング卿が述べたこととも一致する。しかし、条約との抵触回避の推定則によっても、このように解釈の手法で条約の意味に沿うようにあくまで議会制定法を適合解釈するにはおのずと限界があるに違いない。にもかかわらず、裁判官は国内法を解釈という手法を通じて議会制定法をどこまでローマ条約と一致させることができるであろうか。ディプロック卿判事は、傍論としてではあるが、次のように述べた…

「本件は、七二年E C Aの二条四項³⁶に含まれる制定されるべき法規の解釈に関する明示的な指針を考慮しつつ、一九七三年一月一日以降制定された法律の中で、ある特定の条項が共同体条約に基づき連合王国が引き受けた義務に違反する目的で制定されたと明示的に述べられていないことを条件として、イギリスの裁判官は、その規定の文言の一応の意味からの逸脱が、適合解釈のためにどれだけ大きくとも、その規定を連合王国の共同体義務と一致しない方法で解釈するなど許されるのかどうか、本件は考慮するのに適当な機会を提示しなかつた。」(傍点筆者)

この通常の意味からの「逸脱が、適合解釈のためにどれだけ大きくとも」適合解釈すべし、という表現は注目される。これは、従来からのコモン・ロー則、すなわち、議会の、条約に対する「意図せざる抵触回避」の推定則と同じであろうか。もし、これがこの推定則よりさらに広い解釈を要求し、それによってEU法の規定に一致させることを意味しているとすれば、この言い回しは一層強固な保証をEU法に与えたようで、ヨーロッパ統合派には満足を与え

るのである。そして、その推定則より広いはみ出た解釈がさらに必要だとしたら、そのはみ出た範囲で、議会主権の伝統的な立場は一層制約を蒙ることになることは避けられないであろう。

しかし、問題はそれのことよりも、この貴族院におけるディプロック卿判事が、ローマ条約の新しい意味を判例の中でどのように評価していたかである。先に述べたディプロック卿判事の見解、すなわち「(ローマ条約) 一一九条の規定を遵守する義務がたとえ通常の国際条約または協定に基づいて連合王国が引き受けた義務があるにしても」との言い回し、また「改めて法規を定める必要なくこの国の裁判所に寄って適用されるべき法の一部として直接適用性を有する条約義務の問題は存在しなくとも」という言い回しは、やはり、ディプロック卿判事自身が、いまだローマ条約を従来の条約と同列に置く見方から脱していないように聞こえる。イギリスがECに加盟してから、議会主権がどのようなインパクトをこうむっているかを真に理解するためには、まずはローマ条約が各国の主権の制約を前提としていること、したがって、ローマ条約が従来の条約とは異なることを認識しない限り、解決しないであろう。

(c) 一九八七年のピックストン対フリーマンズ社事件の貴族院判決⁽³⁷⁾

ここでもローマ条約と平等賃金法の衝突をどのように解決するか衆目は集中した。

〔事実概要〕 ピックストンら四名の被上訴人は、上訴人フリーマンズ社に倉庫係社員として雇用されていた。そこでは男女社員とも同一の賃金が支払われていたが、実際にはその検査係の男子社員と同一価値の仕事に就いていたにも関わらず、彼らより低い賃金しか支払われなかったとして、平等賃金法及びローマ条約一一九条に違反すると主張して産業労働審判所に請求した。

一審の産業労働審判所は被上訴人ピックストンらの請求を棄却。これを不服として彼らは産業労働上訴審判所に上訴した。すると同上訴審判所は一審の裁決を支持した。本件はされに控訴院民事部に上訴された。同控訴院は、ピックストンら被上訴人は平等賃金法一条二項c号に基づいて請求はできないが、ローマ条約一一九条に基づき請求する権利があると判示した。これを不服として上訴人フリーマンズ社は貴族院に上告した。

〔貴族院判決〕 上訴人フリーマンズ社の上訴を棄却。

最初c号は平等賃金法一条二項になかった。しかし、b号の同一価値の仕事という場合の判断は、一条五項で、職務評価調査という評価基準に基づくことになっていたので、欧州委員会はこれをローマ条約一一九条違反とみなしてEC司法裁判所に提訴した。条約違反の宣言的判決を受けて、イギリスは七二年ECAの二条二項a号に基づき、規則により平等賃金法的一条二項にc号を挿入した。

本件で争われている状況はこのc号にいう「a号またはb号が適用されてない仕事」に入るかどうかだが、キース卿判事は、性差別禁止法的一条二項c号とローマ条約一一九条との関係についてc号の意味を次のように述べた…

「この意味をもつ正確な文言が同であるかは重要でないように思われる。ここでの文言は規則の起草者と国会の明白で広範な意図に効力を与えるため、c号の文言が目的論的に解釈されねばならないと述べるだけで十分である。」

すなわち、ここで性差別禁止法的一条二項c号をローマ条約一一九条に沿うよう、イギリスの伝統的な制定法の解釈である文理解釈を棄て、目的論的解釈を使つてでも、適合解釈されたのである。しかしガーランド事件におけるディプロック卿判事の解釈方法、すなわち「通常の意味からの離脱がどれほど大きくとも」という言い回しに比べれば、

本件でキース卿判事が使った目的論的解釈の方法は少し狭くなったように思えるが、この方が明示的な国会の意図との区別がつきやすいかもしれない。

〔評釈〕 ガーランド事件の貴族院判決で七二年E C Aの二条四項を解釈条項として国内法を可能な限り、解釈手段を講じて、E U法に適合解釈した手法は、このピクストン事件の貴族院判決でも踏襲された。しかし解釈という手法を越えるローマ条約との衝突があつた場合、適合解釈では解決できようもない限界がある。

3. ファクタチーム社事件貴族院判決³⁸にみる新たなコモン・ローの展開

イギリスの議会制定法である一九八八年商船法の関係規定を巡つてその効力が争われ、欧州司法裁判所の先行判決による回答を待っている間、その議会制定法の効力を仮差止できるかという問題が生じた。議会主権からすれば、一時的といえどもその効力を停止されてはならない。したがつてこの事件で結局仮救済の発給が認められ、議会制定法の効力が停止され、イギリスがE C加盟以来蒙つた、最も大きなインパクトとなつた。

〔事実概要〕 この事件で、ファクタチーム社ほか、申立人であるイギリス船籍トロール船のスペイン船主は、イギリスで法人格を得、その漁船をイギリス船籍として登録し、E Uの共通漁業政策に基づくイギリス人の漁獲割り当て数の範囲で漁業に就いた。しかし、一九八八年商船法が制定されると、イギリス船籍を取得するための要件が厳しくなり（同法第二編³⁹）、申立人らの漁船はイギリス船籍登録から除外されることになつた。そこで申立人らは、これはローマ条約五二条⁴⁰（開業の自由）等の規定に違反するとして、商船法の本件への不適用の申し立てを行った。同時に、も

しローマ条約との抵触問題が欧州司法裁判所に付託されれば、その回答が出るまでの間、この船籍登録除外に従わなければならないことになり、それは取り返しのつかない損害を意味すると、主張した。

(高等法院) 高等法院女王座部合議法廷は、一九八八年法の船籍条項に依拠する本件侵害に関して、それがローマ条約に一致するかどうか、欧州司法裁判所に事件を付託した。これがケース一とされるものである。同時に同合議法廷は、欧州司法裁判所による先行判決が下される前に大臣が船籍登録から除外しないよう本法の執行を停止する仮差止命令を許可した。これを不服として控訴院に上訴された。

(控訴院判決) これに対して控訴院は、イギリスの裁判所には(一時なりとも)議会議定法の適用を妨げる権限はないとしてこれを棄却。事件はさらに貴族院に上訴された。

「貴族院判決」 貴族院は、もしイギリスの裁判所にそのような権限があるとして仮差止を許可した場合、そしてその後、もし欧州司法裁判所でEU法との不一致が証明されなかった場合、

「許可された仮差止命令は議会議定法に反して彼らに直接権利を付与したと同じ効果を与えてしまうことになるう…。」

との理由により、控訴院の判決を支持した。⁽⁴¹⁾ 同時に貴族院はこのように仮差止命令 (interim relief) の発給を妨げているイギリス法の原則がEU法と両立するかどうか、欧州司法裁判所に事件を付託した。これは本件の手続面についての事件の付託で、ケース二とされる。⁽⁴²⁾

これと相前後して、欧州委員会は一九八八年商船法の船籍条項によるEU法への違反を主張してローマ条約一六九条に基づきイギリスを提訴し、この船籍条項の執行を停止する仮差止命令の発給を求める申し立てを行った。これは

本件の実体面での付託質問で、ケース三と称されている。⁽⁴³⁾

これらのケースのうち、最も注目されるのはケース二であり、欧州司法裁判所はこれについて、仮差止命令は、およびそ司法制度が存在する以上、基本的、不可欠の手段であるとして、次のように述べた…

「EC法に関する事件で仮差止め命令の発給を妨げている唯一の障害が国内法上の原則であると国内裁判所が思料するときは、その原則を破棄しなければならない。⁽⁴⁴⁾」

と判示した。そうすることでEU法の優位性が確保され、EU法に基づく個人の権利を保護するためにも、欧州司法裁判所は仮差止命令を下す貴族院の管轄権を承認した。これを受けて、貴族院は、適式に制定された制定法の重要性を考慮しつつ、全会一致で仮差止命令の発給を許可した。⁽⁴⁵⁾

なお、⁽⁴⁶⁾これを受けて高等法院の合議法廷はこの分野を見直し、ケース三として開業の自由は侵害されたと判示した。

ところで、欧州司法裁判所の判決が発表されたとき、イギリスの議会、とくに庶民院で少なからず衝撃をもって受け止められたようである。この判決は、イギリスの議会の主権に対するEUの一機関による、新しく、かつ、危険な侵害⁽⁴⁷⁾である、というわけである。しかし、貴族院のブリッジ卿判事は、この点を特にとらえて、判決文のなかで「こうしたコメントは誤った考えに基づいており」、EUのなかでEU法の優位性は「イギリスがECに加盟するずっと前に欧州司法裁判所の判例で十分に確立されている」と指摘するとともに、次のように述べた…

「議会が七二年E.C.A.を制定した時から自らが承認したその主権に対するどのような制約もまったく自発的だった。七二年E.C.A.の文言に基づけば直接効力をもつEC法と国内法が一致しない時は最終的にはEC法

を優先させるのがイギリス裁判所の義務なのである。⁽⁴⁸⁾

また、ブリッジ卿判事は続けてこうも述べた…

「このようなわけで、EC法に優位性を与えることなど少しも新しいことではない。国内裁判所は、適切な事件で仮差止による救済を許可することに国内法上少しも妨げられることはない。このように主張することはEC法の論理的帰結以上の何ものでもない。⁽⁴⁹⁾」

〔評釈〕 このブリッジ卿判事の見解は、イギリス憲法史上、市民革命以来、これまで連帯的な関係にあつた議会と司法部との間に一種の緊張関係をもたらしうるかもしれない。しかし、それ以上にブリッジ卿判事の見解が注目されるのは、先に取り上げたガーランド事件の貴族院判決におけるディプロック卿判事との決定的な違いであろう。なるほどディプロック卿判事も、イギリスの議会制定法がローマ条約と一致しない時は、適合解釈によりローマ条約の規定に優位性を与えた。しかし、両判事の違いは、七二年ECAによつてもたらされたローマ条約の捉え方の違いにある。ディプロック卿は、相変わらずローマ条約の新規性あるいはその超国家性を認めようとしないう態度に見える。これに対して、ファクタテム事件におけるブリッジ卿判事は、ローマ条約の新規性を最高裁判所の判事として明確に認識したように思える。だからこそ、七二年ECAにより議会主権の自発的制約を認めたのである。ディプロック卿判事は、ローマ条約をややもすれば通常のあるいは従来の条約と同レベルのものと取り扱おうとするかの態度に終始した。このような態度からは議会主権の制約論は決して出てこないであろう。

なお、欧州司法裁判所は、ケース三について、一九八八年商船法の国籍条項は、個人の他の加盟国における開業の

自由を定めるローマ条約五二条に抵触すると判示した。この判決を受けて、イギリスは議会を通じてローマ条約五二条に一致するように一九八八年商船法を改正した。

四・ソバーン対サンダーランド市会事件高等法院合議法廷判決⁵⁰と議会制定法の階層化

冒頭で述べたように、二〇〇三年のソバーン上訴事件判決において、ダイシー伝統に対して画期的な判決が下された。

しかし、加えてその後、ソバーン対サンダーランド市会事件が起きた。EU指令を受けて、イギリスはこれまで使用してきたポンド・ヤードをメートル・キログラムに変更を余儀なくされた。しかしポンド・ヤードはイギリス度量衡の栄光である。当然ながらこれに従わない者があらわれ、警告を無視してこれを使用続けたソバーンらは起訴された。しかし治安判事裁判所はソバーンらの請求を斥け、彼らを有罪と判決した。それを不服として彼らが上訴した先は高等法院女王座部合議法廷であった。そしてそこで争われたのはEU法の効力を国内のもたらした七二年ECAの有効性であるが、同合議法廷の多数意見を代表してローズ判事は上訴を棄却し、次のように述べた。すなわち、本件で上訴人らの問題にした法はイギリスのポンド・ヤードという度量衡法に関する法であり、それは「一見ドライな問題である。しかし、上訴人らは多くの感情を駆り立てる争点を挙げた。」なぜかと言えば、EU法の効力を国内にもたらした七二年ECA以降にポンド・ヤード法とメートル法の共存を認めた一九八五年法が優位することになるからである。議会主権の伝統的立場からすれば一九八五年法が優位するはずであるが、黙示的廃止という伝統的な解釈に限って伝統的立場を斥けた。これにより高等法院は前法である七二年ECAの優位を説き、画期的な判決となった。

なぜならこのたびのソバーン事件では高等法院女王座部により後法でなく前法優位の判決が出されたからである。以下にその画期的な判決を見てみよう。

〔事実概要〕 一九六五年以来、イギリスはポンド・ヤードの国である。しかし、一九八五年になって、イギリス議会は、一九八五年度量衡法 (Weights and Measures Act 1985) を制定し、帝国式ヤード・ポンド法とメートル法の並存を許すこととした。ところが、EUがその後一九八九年に、指令 Council Directive (EEC) 89/617 を制定し、各加盟国にメートル法の使用を課した。⁵¹ 一九九四年、イギリス政府は規則 (Units of Measurement Regulations 1994、以後単に一九九四年規則と称する) を制定し、帝国式度量衡の使用を禁止した。然るにステイーヴン・ソバーン (Steven Thoburn)、コーリン・ハント (Colin Hunt)、ジュリアン・ハーマン (Julian Lawrence Harman) から青物商は旧来の帝国式度量衡を使用し続けた。彼らは警告を受けたがそれを無視して使用し続けたため、当局により度量衡の罪 (weights offence) で訴追され、地元治安判事裁判所により有罪とされた。それらの事件が順にソバーン対サンダーランド市会事件⁵² (Thoburn v Sunderland City Council)、ハント対ハックニー・ロンドン区会事件⁵³ (Hunt v Hackney London Borough Council)、ハーマン対コーンウォール県会事件⁵⁴ (Harman and another v Cornwall County Council) である。

さらに、別の青物商ピーター・コーリンズ (Peter Collins) は、近く免許の有効期限が切れる街頭での商取引の免許更新に際して当局より商品の価格及び重量単位にメートル法で表示するよう付帯条件を付けられた。この決定を不服として当局に異議申し立てをした。しかしこれが却下されたため、地元の治安判事裁判所に上訴した。これがコリンズ対サットン・ロンドン区会事件⁵⁵ (Collins v Sutton London Borough Council) である。しかしコリンズの主張はここでも却下された。そこでコリンズ及び先ソバーンら三名の青物商はそれぞれ高等法院女王座部合議法廷で事実記載書

により各治安判事裁判所の決定を不服として上訴した。

これら四件の上訴事件は高等法院で併合され、同高等法院合議法廷へ併合された上訴事件がソバーン対サンダーランド事件 (*Thoburn v Sunderland City Council*) である。併合される前のソバーン対サンダーランド市会事件と区別するため、ここでは単に「ソバーン上訴事件」と称することにしよう。

ソバーン上訴事件において、上訴人らは、一九九四年規則は、授權法が同一一九九四年規則の制定される依前にすでに黙示的に廃止されているので、権限踰越であると主張した。ここでの授權法とはイギリスが当時のECに加盟する際にヨーロッパ共同体法をイギリスの国内に効力を及ぼすために議会が制定した七二年ECAである。同法二条二項によれば、政府に規則(勅令)をもつて第一次立法(授權法そのもの)を改正する権限を付与していた。いわゆるヘンリー八世条項である。これにより、政府は、先の一九八五年度量衡法を修正する目的で、一九九四年に先の規則(勅令)制定し、EU指令 Council Directive に従い、二〇〇〇年以降の取引に旧帝国式度量衡の使用を禁じることとした。⁵⁷しかし上述したように、青物商たち上訴人はこれを無視して帝国式度量衡を使用し続けた、あるいは免許更新に際して付帯条件を拒絶したので、訴追され、一審の治安判事裁判所で有罪とされたのである。被告らはこの決定を不服として高等法院女王座部合議法廷に上訴した。

「判旨」 ローズ控訴院判事 (Laws LJ) とクレイン判事 (Crane J) による合議法廷、上訴棄却。これにより上訴審で再び、上訴人らは有罪とされた。

ローズ判事は次のように判示する。(イギリスの) 議会は、七二年ECAを、たとえ全体的もしくは部分的にも、廃止しえないと規定したとしても、後の議会を拘束できない。議会は、後の如何なる立法に対して構成もしくは方式に

関して拘束する規定を設けることはできない。議会は、明示的廃止に対しても、黙示的廃止に対しても後の議会を拘束する定めはできない。欧州司法裁判所またはEUの他の諸機関のいずれにも、イギリスにおける議会の立法的優位の条件に干渉を許し、または修正を許すようなものは、七二年E C A年法の中にまったくない。以上の考えが、伝統的な主権の原理であろう。

しかし、このような伝統的な原理は、憲法原理と完全に一致するコモン・ローにより修正された。コモン・ローは、昨今、黙示的廃止の原則 (the doctrine of implied repeal) への例外を承認し、またはむしろ創出してきた。⁵⁸ 単に行間に横たわる意味によつては廃止できない種類または型の立法というものがある。⁵⁹ 議会は、明示的にそう意図するまたは特定の規定によりそう意図する場合にのみ、そのような立法を行いうる一定の状況が存在している。

ここにわれわれは、議会制定法の階層性 (hierarchy) を認識できる。通常の議会制定法 (ordinary statutes) と憲法的議会制定法 (constitutional statutes) である。二つのカテゴリーは原則的な基盤に基づき区分されねばならない。私の考えでは、憲法的議会制定法を通常の制定法から区分しうるための基準は、(a) 国民と国家の法的関係を条件づけるもの、(b) もう一つは基本的な憲法上の権利と考えられるものの範囲を拡大しまたは縮小するものである。

その上で、通常の議会制定法は黙示的に改廃しうる。これに対して、憲法的議会制定法はそれが出来ない。⁶⁰ 七二年E C Aは、コモン・ローの効力により、憲法的議会制定法である。⁶¹

とくに黙示的廃止はコモン・ローが作り上げてきたものである、いまや同様にコモン・ローは黙示的廃止ができない一定の制定法の存在を認識した。そのような憲法の例として以下のものが挙げられる…⁶²

「マグナ・カルタ (Magna Carta) ⁶³ 権利章典 (Bill of Rights, 1689) スコットランドとの合併法 (the Union with

Scotland Act, 1706) 国民代表法 (Representation of the People Acts of 1832 to 1884) スコットランド法 (the Scotland Act 1998) ウェールズ法 (the Government Act of Wales 1998) 人権法 (the Human Rights Act 1998) そして今回の七二年E C A (European Communities Act 1972) もこのカテゴリーに入る。…

これらを変更または廃止する際には、議会による明確な意思によつてのみ可能となる。」

最後のローズ判事 (Laws, LJ) の言い回しは、「われわれに、成文憲法が付与してくれる恩恵の多くのを与えてくれる一方、不文憲法の柔軟さと議会の優位性を保持した⁶⁴」のである。

「貴族院へ上訴の許可を請求」 高等法院女王座部合議法廷の判決に不服として上訴人らはさらに貴族院へ上訴の許可を求めた。しかしながら、貴族院は、本件上訴は合理的な主張を構成するほどの問題を提起していないとしてこれを却下した。

「欧州人権裁判所へ」 上訴人らは貴族院の上訴許可の却下は欧州人権条約の第六条に定める公正な裁判を受ける権利を侵害するものとして同人権裁判所に訴えを提起した。しかしながら、同人権裁判所は、この訴えには、訴えの適格性に足る何らかの開陳が示されているとは言えず、不受理を決定した。

〔評釈〕 合議法廷の決定は、七二年E C Aを「憲法的制定法」と位置付けることでそれに反する一九八五年法は後法だが、通常の制定法ゆえ、前法たる七二年E C Aを廃止しえず、七二年E C Aが優位するとされた。すなわち一九八五年法より後法となる七二年E C Aによる従位立法を通じて度量衡の罪 (メートル法以外の度量衡を使用する罪) はもともと取引にヤード・ポンド式とメートル法の双方使用を認めていた一九八五年度度量衡法第一条を改正するこ⁶⁵

とによって創設された。一九八五年法は統合された制定法であり、最初に制定された一条一項の文言は一九六三年度量衡法の第一条第一項と同一であった。かかる改正はメートル法制化を求めるEU指令の諸条項を実施する従位立法によって発効された。かかる従位立法はメートル法を優先させることによって双方使用の権利を失わせる一九九四年度量衡単位規則を含むものだった。この規則の権限は七二年E C A第二条二項の意図するもので、それは同法の二条四項と合わせて読むとき、連合王国における共同体義務を実施する目的で、いわゆる「ヘンリー八世条項」すなわち、従位立法で授權法そのものを改正する権限を授權法自身で付与する権限を付与するものだった。⁶⁶ヘンリー八世条項は法の支配からすると決して望ましいわけではない。しかし、厳格な議会主権の原理からすればヘンリー八世条項を作ることには議会主権の射程に入っており、許される。

価格表示の罪を創設する立法を含む他の従位立法は七二年E C Aの二条二項に基づき制定されていなかったが、それは一九九四年規則と同一のスキームの一部を形成するものとされ、もしこの規則によって効力を与えられた改正がそれ自身無効とされるならばどこに合理的な根拠があると言えるか。にも拘わらず上訴人たちは、最初に制定した一九八五年法の二条二項は七二年E C A二条二項が一九八五年法の一条に一致しない従位立法を制定する権限を付与した範囲で、七二年E C A二条二項を黙示的に廃止したので、これらの改正は違法である、と主張した。そう主張すると同時に、上訴人らは、ヘンリー八世条項が制定された時点で制定法集にすでに存在する法律（一九八五年法）に依拠して初めて法的に正しく実現されうるものと主張した。しかし、このような主張は本判決で斥けられた。

五・ 結びに代えて

冒頭で述べたように、EU法の優位性という原理にイギリスの議会主権をイギリスの司法部はどう整合させようとしてきたか、加盟初期の判例から、ファクタチーム事件の判決及びソバーン事件の判決を見てきた。これらを見る限り、イギリス司法部の態度に欧州統合が進化する中で大きな変化が顕われたように思われる。初期の判例の特徴には、ブラックバーン事件判決におけるデニング卿判事やガーランド事件のディプロック卿判事らの態度に見られたように、ローマ条約を決して従来の条約とは違う新規性を有する性質を持つものとは見ようとしないう態度であった。それは加盟当時のイギリスの議会における政治力学にも通じる態度だったように思われる。当時のイギリスの議会は欧州統合が長いペシミズムに陥って超国家性の性格を失っている時期でもあった。しかし、八十年代以降、EUが統合へ向けて再発進し、マーストリヒト条約を発効させた九十年代以降、イギリス司法部の態度は、議会制定法とEU法が衝突した際にディプロック卿判事の態度に典型的にみられた適合解釈の時代を脱却し、エッソ石油事件では傍論、そしてファクタチーム事件社貴族院判決におけるブリッジ卿判事の見解に見られる新たな司法部の態度、それは明らかにEU法という独立の新秩序を創出した議会制定法である七二年E C AをイギリスにおけるHigher Lawに位置づけようとしたコモン・ローの到達した見方であった。さらに、貴族院のブリッジ卿判事は、上述したように、ファクタチーム事件判決をコメントし、E C（現EU）のなかでE C・EU法の優位性は「イギリスがE Cに加盟するずっと前に欧州司法裁判所の判例で十分に確立されている」と指摘するとともに、次のように述べた…

「議会が七二年E C Aを制定した時から自らが承認したその主権に対するどのような制約もまったく自発的

だった。七二年E C Aの文言に基づけば直接効力をもつE C法と国内法が一致しない時は最終的にはE C法を優先させるのがイギリス裁判所の義務なのである。⁽⁶⁷⁾

また、同判事は続けてこうも述べた…

「このようなわけで、E C法に優位性を与えることなど少しも新しいことではない。国内裁判所は、適切な事件で仮差止による救済を許可することに国内法上少しも妨げられることはない。このように主張することはE C法の論理的帰結以上の何ものでもない。⁽⁶⁸⁾」

さらに、イギリスの司法部は、ソバーン（上訴）事件でローズ判事は「ここにわれわれは、議会制定法の階層性(hierarchy)を認識できる」として、イギリスの議会制定法を、通常の議会制定法(ordinary statutes)と憲法的議会制定法(constitutional statutes)に区分した。区分して、憲法的議会制定法を通常の制定法から区分しうるための基準を、(a)国民と国家の法的関係を条件づけるもの、(b)もう一つは基本的な憲法上の権利と考えられるものの範囲を拡大または縮小するものとした。その上で、通常の議会制定法は黙示的に改廃しうる。これに対して、憲法的議会制定法はそれが出来ない。⁽⁶⁹⁾ 七二年E C Aは、コモン・ローの効力により、憲法的議会制定法であると断じたのである。⁽⁷⁰⁾

ローズ判事のこの区分のうち、憲法的議会制定法とされたものに対してさほど異論をさしはさむ者はないであろう。しかしそこで提示された基準はなお抽象的で、これには異論も批判も少なからず出るかもしれない。同時に、このように憲法的制定法と通常の制定法とに区分しながらなお、明示的な廃止の原則にこの区分とその基準を適用しないとすれば、いささか矛盾も感じよう。⁽⁷¹⁾ なぜならこれにより議会主権の中核的部分はなお維持されたように思われるからである。その意味で、本件におけるローズ判事の議会制定法の階層化はE U法の優位性に対する議会主権の伝統的立

場にファクタチーム社判決以上に大きく踏み込んだ画期的判決として一定程度評価できるが、やはりここは今後の最高裁判所の判例のさらなる動向を注視せざるをえない。もつとも、本件ソバーン上訴事件は上述したようにさらに貴族院へ上訴されたが、ここでは上訴に合理的な主張を構成するほどの何らかの問題を提起していないとして却下された。ローズ判事が議会制定法を二分化したこれほど重要な判決に貴族院はなぜ意見を表明するのを回避したのか今ひとつ疑問が残る。あるいは結果的に貴族院は消極的な形でローズ判事の見解を黙認したようにも見える。二〇〇九年の秋に運用を開始した新しいイギリスの最高裁判所の今後の判例の展開を期待するところである。それはともかく議会主権に対するローズ判事の画期的な判決に至るまでイギリスのコモン・ローが発展した先に何があるであろうか。推論を交えていうならば、この先にこそ、成文憲法制定への道が拓けていくようにも思われるのである。

- (1) *Human Rights Act 1998*.
- (2) *Constitutional Reform Act 2005*.
- (3) *Scotland Act 1998 and Government of Wales Act 1998*.
- (4) See e.g., A.W. Bradley and other, *Constitutional and Administrative Law*, at p49, or David Pollard and others, *Constitutional and Administrative Law*, 4th edn., pp 49-50.
- (5) 労働党政権のブラウン首相は、二〇〇七年七月、イギリスは成文憲法を法典化することを考慮するとの可能性を示唆した。その後政府は「イギリスのガバナンス」と題する緑書 (Cm 7170) を発表し、そのなかで「イギリスの価値の、より明確な発露とイギリス市民権の性質の、より強い明確さを提供すべきとするニーズに応えるため、いずれ行政部と議会の関係に関する何らかの協定または成文憲法に結びつくことになるかもしれない」と結んだ。しかしその後の政府の動きは消極的になったように見える。そしてその後、政権は保守党に交代した。

- (6) See e.g., J.W.F. Allison, *The English Historical Constitution-Continuity, Change and European Effects*, 2007, at pp 237-44.
- (7) See e.g., H.W.R. Wade, "The Basis of Legal Sovereignty", [1955] C L J 172, at pp 187-8.
- (8) *Van Gend en Loos v Nederlandse Administratie der Belastingen*, Case 26/62, [1963] ECR 1.
- (9) *Flaminio Costa v ENEL*, Case 6/64, [1964] ECR 583. 欧州憲法条約では、EU法が加盟国内法に優位するとの明文の規定が置かれた(1-6条)。しかし、フランス及びオランダの国民投票で批准が拒否され、EUはこの憲法条約の発効を断念した。二〇〇七年三月二五日、ローマ条約五〇周年を記念するベルリン宣言で欧州憲法条約に代わる条約改正をめざすこととされ、その後リスボン条約が発効されたが、その中でEU法が加盟国内法に優位する明文規定は削除された。従ってこれまで通り優位性の原理は判例による。

(10) H.W.R. Wade, "What Has Happened to the Sovereignty of Parliament?" (1991) 107 LQR 1.

(11) 例えば特別な立法手続により制定された立法 [limitation on manner and form] の制約論。See, e.g., *Attorney-General for New South Wales v Trethowan* [1932] AC 526. これは *Colonial Laws Validity Act 1865* の制定過程から来る制約論である。この立法は通常の議会制定法とは区別して、一定の改廃不可能 (entrench) な制定法とみられる。なぜならばイギリスの議会とニュー・サウス・ウェールズの議会との協賛で立法された制定法とみられるからである。Jennings や Heustonらの指摘するところでもある。See e.g., I. Jennings, *The Law of the Constitution*, 5th edn., 1959, at pp 152-3. これを含めてコモン・ロー上のいくつかの制約論については別稿に譲る。

(12) 同法第二条第一項は次のように規定している：「諸条約により、又はこれに基づいて随時創設され、又は発生するすべての権利、権限、責任、責務及び制限、並びに諸条約により、又はこれに基づいて定められるすべての救済手段及び訴訟手続であって、連合王国内において、諸条約の定めるところに従い、改めて法規を定めることなく、法的効果を賦与され、又は施行されるものは、法律上承認され利用され、服されるものとし、従って強行され、容認され、服されるものとする。また、『強行可能な共同体の権利 [enforceable Community right]』及びこれに類する用語は、本項の適用がある権利に言及している如く読まれるものとする。」

- (13) 大木雅夫はその著『比較法講義』（東大出版会、一九九二年）のなかですでにこう述べている：「ヨーロッパ共同体は今やイデオロギーでなく現実である。越え得ない法的障害は存在しないとの確信に到達したからこそイギリスの加盟は実現したのではないか」[一二二二頁]と。慧眼である。
- (14) Dicey, *AV, An Introduction to the Study of the Law of the Constitution*, 10th edn, 1959, at pp 39-85. See also, O. H. Hood, *Constitutional and Administrative Law*, 8th edn., at pp 56-82. A. W. Bradley and other, *supra note*, at 49-77. De Smith, *Foundations of Law: Constitutional and Administrative Law*, 4th edn., 73-115. H.W.R. Wade, *supra note*, at pp 187-88.
- (15) Parliament can make or unmake any law it chooses.
- (16) No Parliament can bind or be bound.
- (17) Courts cannot challenge an Act of Parliament.
- (18) See e.g., Lisa Webley and other, *Public Law*, 2009, at p 205.
- (19) *Ibid.*
- (20) *Ibid.* See also, E. Giussani, *Constitutional and Administrative Law*, 1st edn, at p 95-6.
- (21) *R v Jordan* [1967] Crim.L.R. 483. この事件で被告は人種差別禁止法に基づく犯罪を理由に、一八ヶ月の禁固刑を言い渡された。これを不服として、被告は、当該議会制定法は言論の自由を減じるもので無効であり、人身保護令状の発給を求める申し立てをした。これに対して高等法院女王座部合議法廷は「国会は至上であり、裁判所には議会制定法の有効性を問題にする権限は有しない」として申し立てを却下した。
- (22) 顕著な例は、Irish Free State (Constitution) Act 1922であろう。なぜならそれ以前に制定されたイギリス連合 (the Commonwealth) とアイルランドの合併は「永久 forever」であると規定する The Act of Union with Ireland をも廃止して現在のアイルランド共和国であるアイルランドの一部を連合王国の残りの部分から分離させてしまったからである。議会主権のまえにはたとえ「永久」にと定めた前の議会制定法さえも後の議会は廃止してしまう好例であろう。See e.g., D.C.M. Yardley, *Introduction to British Constitution*, 4th ed., at p 30.

- (23) *Vauxhall Estates, Ltd. v Liverpool Corporation* [1932] 1 KB 733.
- (24) *Ellen Steet Estates, Ltd. v Minister of Health* [1934] 1KB 590.
- (25) *Id.*, at 590.
- (26) *Blackburn v Attorney-General* [1971] 1 WLR 1037; [1971] CMLR 781.
- (27) *Per* 控訴院記録長官デニング (Denning) 卿判事、サーモン (Salmon) 判事及びスタンプ (Stamp) 判事。
- (28) なお、デニング卿判事は別の事件 (*Bulmer Ltd v Bollinger SA* [1974] 2 CMLR 91; [1974] 2 ALL ER 1226) でフランスのシャンパーニュのボトラードである Bollinger がイギリスの Bulmer が自社の Babycham を Champagne perry と銘打つてい
ることを差止めようとして欧州司法裁判所に事件を付託するよう求めた事件である。デニング卿は本件では付託の必要なしと
判示し、同時に付託の基準を提示したことで注目を浴びた事件だが、もう一つ、彼はこの判決で次の“incoming tide speech(押
し寄せる潮スピーチ)”を行ったことで有名でもある。その中で彼は：“我々がひとたびヨーロッパの事項に足を踏み入れるや、
条約をはじめとする共同体法が押し寄せる潮のようになる…これを押しとどめようにも押しとどめられない。”と述べた。
- (29) これは一九三五年のイギリス石炭公社事件判決における有名なサンキー判事の言葉でデニング卿はこれを引用した。
- (30) *Esso Petroleum v Kingswood Motors Ltd* [1974] 1 QB 142.
- (31) J.W. Bridge, “Community Law and English Courts and Tribunal: General Principles and Parliamentary Rulings” E.L.
Rev. 13, at p 16.
- (32) もともと J. W. Bridge 論文の評価に反する見方もある。フォーマンはその論文“Attitude of British Courts to
Community Law-First Three Years”でのこの事件判決におけるブリッジ判事の宣明は「必ずしもEC法の独自性という性格
を十分に反映してゐるわけではなから」とも述べている (See J. Forman, The Attitude of British Courts to Community Law: The
First Three Years, 13 CMLRev 13, at p 16.)
- (33) *Macarthy v Smith* [1981] QB 181; (Case 127/79) All ER [1981] 111.
- (34) ECの設立条約であるローマ条約の第一一九条第一項・第二項は、次のように規定している。「各加盟国は、同一の労働

又は同一価値の労働に対する男子及び女子労働者間の同一賃金の原則が適用されることを確保するものとする。本条の適用において、「賃金 (pay)」とは、労働者がその雇用に関して使用者から直接又は間接に受け取る通常の基本的な又は最低の賃金又は給与若しくは現金であれ現物給付であれ他のいかなる報酬を意味する。性に基づく差別のない同一賃金とは、(a) 出来高払いの同一労働に対して支払われる賃金は同一の計算単位に基づいて定められ、(b) 時間払いの労働に対して支払われる賃金は同一職種 (job) に同じ同一である、*同じ*を意味する。」

- (35) *Garland v British Rail Engineering Ltd* [1982] 2 All ER 402; [1983] 2 AC 751.
- (36) ECA1972 の二条四項：制定され、または制定されるべき法規は…本条上記の諸規定の制約の範囲内において解釈されかつ効力を有するものとする。」
- (37) *Picstone v Freemans plc* [1989] AC 66.
- (38) *R v Secretary of State for Transport, ex parte Factorame Ltd and Others* [1990] 3 CMLR 375; [1990] 2 AC 85 [HL].
- (39) *Merchant Shipping Act 1988, Part II, s. 14*. “...a fishing vessel is British owned...as to not less than the relevant percentage of the property in the vessel, by one or more qualified persons...or wholly by a qualified company or companies...”
- (40) 現行条約では四三条。
- (41) *Supra note 14, Factorame Ltd and others v Secretary of State for Transport* [on appeal from *R v Secretary of State for Transport, ex p Factorame Ltd and others*] [1990] 2 AC 85 [HL.] at 143.
- (42) *Factorame* (No. 2) [1991] 1 AC 603.
- (43) *Factorame* (No. 3) [1992] QB 680.
- (44) [1990] 3 CMLR 867.
- (45) [1990] 3 CMLR 375; see, *supra note 18, Factorame* (No. 2) [1991] 1 AC 603. 欧州司法裁判所は貴族院の考えを否定した。これを受けて貴族院は仮差止命令の発給を許した。
- (46) 貴族院が仮差止命令の発給を認めたことで、高等法院合議法廷で本件を見直し、その結果、五三条（現四三条）は侵害さ

れたと判示した。See, *supra* note 18, *Factortame* (No. 3) [1992] QB 680.

(47) Per Lord Bridge at p 379.

(48) *Id.*, at p 380.

(49) *Ibid.*

(50) *Thoburn v Sunderland City Council* [2002] EWHC 195; [2003] QB 151; [2002] 3 WLR 247; [2002] 4 All ER 156.

(51) Directive 80/181/EEC の目的は、これまで Directive 71/354/EEC で禁じられていたメートル法以外の単位は Directive 80/181/EEC により修正され、イギリスはこれまでのポンド、オンス、フィート、インチあるいはヤードなどは一九八九年末まで継続して使用することが可能となった。がその後、Directive 89/617/EEC により、イギリスのポンド・ヤード式単位は一九九四年末まで使用を延長された。

(52) 二〇〇一年二月、サンダーランドの青物商ステイヴン・ソバーン (Steven Thoburn) は一九八五年法に従わない重量計を使用しているとして彼の使用している重量計は違法であると当局から二度警告されていたが、なおこれに従わなかったため、当局に告訴され、サンダーランド治安判事裁判所 (Sunderland Magistrates Court) で有罪とされた。Per District Judge Bruce Morgan sitting at Sunderland Magistrates Court.

(53) コーリン・ハント (Colin Hunt) はハックニで果物と野菜を売り、価格表示を英国式ポンド式で表示したため、二〇〇一年六月チームズ治安判事裁判所 (Thames Magistrate Court) で有罪とされた。Per District Judge Alan Baldwin sitting at Thames Magistrates' Court.

(54) 青物商ジュリアン・ハーマン (Julian Harman) と魚屋ジョン・ドーブ (John Dove) はコーンウォールのキャメルフォード・マーケットでポンド等旧式の度量衡による表示だけで品物を販売し続け、二〇〇一年八月、ボドミン治安判事裁判所 (Bodmin Magistrates Court) で両者とも有罪とされた。

(55) ピーター・コリンズ対サットン・ロンドン区会事件において、コリンズは二〇〇一年三月三十一日付けで満了する街頭での商取引の免許更新でサットン・ロンドン区会当局から取引商品にメートル法の表示を付すよう要件づける決定を受けた。この

決定を不服として区会当局に異議申し立てをしたが、それが却下されたので、一九九〇年ロンドン地方当局法 (London Local Authorities Act 1990) に基づき、サットン治安判事裁判所 (Sutton Magistrates' Court) に上訴した。しかしコリンズの主張は斥けられた。

(56) [2002] EWHC 195 at para 37 以下参照。

(57) 同時にこの規則は、帝国式度量衡は、メートル法の補助的な役割をもつことを条件に、一定期間、帝国式度量衡を認めることとした。さらに政府は二〇〇一年新たな規則 (Units of Measurement Regulations 2001) を制定し、当初の期限を修正し、二〇一〇年まで帝国式度量衡を補助的な計りとして許された。

(58) [2002] EWHC 195 at para 62. その例として、ローズ判事は次の判例を挙げる： *R v Secretary of State for the Home Department ex parte Simms and another* [2000] AC 115 per Lord Hoffman at 131, *R v Secretary of State for the Home Department ex parte Pierson* [1998] AC 539, *R v Secretary of State for the Home Department ex parte Leech* [1994] QB 198, *Derbyshire County Council v Times Newspapers Ltd and others* [1993] AC 534, *R v Lord Chancellor ex parte Witham* [1998] QB 575.

(59) [2002] EWHC 195 at para 60

(60) *Id.*, at para 63.

(61) *Id.*, at para 59.

(62) *Id.*, at para 62.

(63) 二二一五年のマグナ・カルタは署名されて間もなく無効と宣言され、また修正・再発効をくり返えた。最終的に現行法として有効になったのは二二二五年のマグナ・カルタで、それは二二九七年、正式に制定法集に組み入れられた。

(64) D.Pollard v N. Parpworth and D. Hughes, *supra note*, at 59.

(65) (1) The Yard or the metre shall be the unit of measurement of length and the pound or the kilogram shall be the unit of measurement of mass by reference to which any measurement involving a measurement of length or mass shall be made in the

United Kingdom; and – (a) the yard shall be 0.9144 metre exactly; (b) the pound shall be 0.45359237 kilogram exactly.

(68) The provision enables the amendment of primary legislation using delegated (or secondary) legislation.

(67) See, *supra* note 44.

(68) *Ibid.*

(69) *Ibid.*

(70) *Ibid.*

(71) Lisa Webley and other, *supra* note 18, at p 208.